

事務局長	皆様、おつかれさまです。本年もよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また寒い中総会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日、欠席の届け出は出ておりません。 本日は、農振除外案件もあり全員招集の総会でございます。内容説明のため農業振興課からも出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。また、総会終了後の午後5時30分から会場をグランドパレス川端に移して新春懇談会を開催いたします。時間的にあまり余裕のない日程となっておりますので、皆様にはスムーズな議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第20回大仙市農業委員会総会を開催します。(午後3時30分 開会) はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。
細谷精悦会長	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は23名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。 次に、前回12月6日の総会から本日までの主な業務につきましてご報告させていただきます。お手元に配付しております第20回総会までの業務報告書をご覧ください。 12月6日に第19回農業委員会総会を委員21名、推進委員8名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。 その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、主な業務報告といたします。 それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。
議 長	本日の会議を開会します。はじめに議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、21番、鈴木靖浩委員、22番、茂木靖雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議 長	議案第1号の大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について を議題とします。
事務局長	議案第1号、大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、大仙市長より大仙市農業委員会会長あて諮問があったので意見を求める
	令和7年1月10日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議 長	農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	ただ今ご紹介いただきました農業振興課の杉山と申します。日頃より市の農業施策につきましては農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様から多大なるご理解ご協力をいただきありがとうございます。 本日農業振興課からは、私と藤本若樹主任とで議案の説明をさせていただきにまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

参与

第6号要件について、国営造成土地改良施設整備事業及び県営農地集積加速化基盤整備事業完了から8年が経過しており、関係土地改良区等とは調整済みです。

参与

第3号要件につきまして、当該地の東側は既存工場敷地及び林地等、北側は市道、西側は原

〇〇〇〇さん。計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。除外後の用途は一般住宅および車両置場です。

第1号要件につきまして、計画者は現在、自身が取締役を務める〇〇〇〇〇〇〇〇の店舗内にある生活スペースに妻子とともに居住しておりますが、プライベートに難があることと老朽化が進んでいることから、かねてから住宅の新築を希望しておりました。また、会社の事業拡大に伴い既存〇〇〇〇置場が手狭となったことから、会社に近接する当該地へ一般住宅と会社車両置場を設置するため当該地を農用地区域から除外するものです。

土地の選定にあたっては、販売店舗周辺であることを条件に検討しましたが条件を満たす非農地がなかったことから、やむを得ず当該地を選定しました。農地転用許可の見込みにつきまして、当該地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地にある第1種農地と判断できます。第1種農地は原則許可できませんが、案件番号2番等と同様に、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、立地基準における許可要件を満たしていると判断いたしました。

第3号要件につきまして、当該地の東側は宅地、南側は市道を挟み自身の会社敷地、西側及び北側には一団の農地が広がる端部に位置する農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断いたします。

第4号要件につきまして、当該地は東側、南側に非農地がある端部に位置する農地であり計画に必要な部分を分筆し転用する計画であることから、地域の担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。

第5号要件につきまして、雨水は自然流下とし、汚水、生活排水は合併浄化槽で処理するほか、農地との境界にはL型擁壁を施工し土砂の流失を防ぐ計画です。また、当該地北側の田への導水を確保するため水路を敷設する予定であり、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。

第6号要件につきまして、国営造成土地改良施設整備事業等の完了から8年以上が経過しており関係土地改良区等とは調整済みです。

以上、全10案件について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

質疑無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり同意することに決定しました。
ここで、農業振興課の職員が退席いたしますので暫時休憩します。

議案第2号の農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和7年1月10日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長	事務局の説明を求めます。
-----	--------------

[illegible]

申請理由としまして、〇〇〇〇〇さんは現在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で研修しており、令和7年度から経営開始資金の給付を受けて新規就農予定です。営農するにあたり父の所有する農地を使用貸借契約するもので、設定期間は10年です。当該農地にはスイカを作付する計画です。

[illegible]

申請理由といたしまして、譲渡人の〇〇さんが父から相続した当該農地の共有持分4分の1を手放すことを希望し、残りの共有持分4分の3の所有者である譲受人の〇〇さんへ共有持分を贈与するものです。

[illegible]

申請理由といたしまして、当該農地は譲受人の〇〇〇さん世帯の宅地の隣接にあり、譲渡人の〇〇〇さんは自宅から距離がある農地で耕作不便であることから、〇〇〇さんへ贈与するものです。なお、申請農地は家庭菜園として利用する予定です。

事務局長	議案第2号につきましては、ただいま説明いたしました3件の外に有償所有権移転1件、無償所有権移転1件、使用貸借権設定の新規1件、更新1件がございます。
------	--

10ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので結果許可要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長	説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (なしの声)
-----	--

議 長	質疑無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
-----	---

議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
-----	-----------------------------------

議 長 次に、議案第3号の農地転用事業計画変更承認申請について を議題とします。

議案第3号、農地転用事業計画変更承認申請について
農地法第5条の規定により、農地転用事業計画の変更承認申請があったので審議を求める

議 長 事務局の説明を求めます。

申請理由といたしまして、借受人である〇〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇発注の建設工事に伴う仮設現場事務所及び車両置場に対する農地法第5条の一時転用申請の際、令和6年12月26日までの期間で許可を受けていましたが、工期延長に伴い使用期間を令和7年3月31日まで変更するものです。

参　与

１８ページの１６番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、高関上郷〇〇〇〇〇〇
〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。利用権設定期間の満了に伴う更新で
す。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８１歳です。

議長

議長

議長

議長

議長

参与

参与

参与

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。 (〇〇委員入場)
議 長	議案第４号の案件２１番を議題とします。本案件は、〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、 会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員 退席)
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	２１ページ、２１番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、南外〇〇〇〇〇〇〇 〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、外、田７筆、計８筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇 平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇、〇〇〇〇〇さん、７１歳です。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。設定期間は、他の契約と 終期を合わせるため２年３ヶ月。賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇円です。 申出理由といたしまして、所有者の〇〇〇さんは高齢となってきたことから農業を続けること が難しく、近くの方に耕作をお願いしたいと考えていました。今回、近くで耕作している〇〇委 員にその旨を相談し、借り受けに応じてくれたものです。なお、〇〇〇の２筆は不整形では場条 件が悪いため、賃借料が低く設定されております。この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法 第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、 お願い申し上げます。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 〇番、〇〇委員の入場を求めます。 (〇〇委員入場)
議 長	次に、議案第４号の案件１番から１５番、２２番から１０４番までを議題とします。事務局 の説明を求めます。
参 与	１２ページから１３ページの３番から５番について、関連がありますので一括してご説明いたし ます。所有権を移転する農地は、３番が、大曲西根〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方 メートル、持分１００分の２７。４番が、大曲西根〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方 メートル。５番が、大曲西根〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、持分

参与

申出理由といたしまして、農地を借り受ける〇〇〇〇〇〇〇〇は、今後、事業採択が予定される豊岡南部ほ場整備事業の受け手として令和5年3月に設立された法人です。それに伴い、令和6年2月総会ではほ場整備区域内である当該農地を1年間の賃貸借契約しておりました。ほ場整備区域内の農地は、事業採択前に中間管理事業に切りかえる必要があることから、今回は3年で設定するものです。

参与

申出理由といたしまして、所有者は以前別の方に耕作を依頼しておりましたが、耕作者が亡くなったため、近隣を耕作する〇〇さんに相談したところ借受に応じてくれたものです。

参与

申出理由といたしまして、当該農地はこれまで〇〇さんの父親が耕作しておりましたが、高齢になったことから経営を息子に移譲したいという意向により、契約期間の満了に伴って新たに〇〇さんが借り受けるものです。なお、賃借料が低く設定されておりますが、当該農地は狭小かつ不整形で且場条件が悪いことから前回はこの契約内容となっておりそれを引き継いで新規契約するものです。

参与

申出理由といたしまして、当該農地はこれまで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作していましたが、経営縮小のため借り受けている農地を解約し、地域の個人担い手である〇〇さんに利用権設定を行うものです。〇〇さんの経営面積は14.5アールと記載されていますが、この利用権設定の案件の外、農地中間管理事業での借受面積も含め2ヘクタール以上の経営面積となることから、強化法での利用権設定の案件としたものです。また、〇〇さんが実際経営している面積は大部分が基幹3作業受委託によるもので、4.6ヘクタールを経営する専業農家

参与

[illegible]

申出理由といたしまして、〇〇さんは高齢となり今年度で農業を引退したため、近隣を耕作している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に貸し付けることになったものです。この案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
(○○委員入場)

議長

議案第5号の案件8番、9番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

８１ページ８番、８２ページ９番は関連がありますので一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、太田町駒場〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１２筆、計１３筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん７４歳と、同住所の〇〇〇〇〇さん４５歳。２人は親子です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇さん、４３歳です。設定期間はいずれも１０年。賃借料はいずれも１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円です。

申出理由は、〇〇さんがこれまで兼業でやってきましたが高齢となり離農を希望し、〇〇さんに利用権設定を行うものです。この案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員入場)

次に、議案第5号の案件1番、10番から154番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

[illegible][illegible]

１１７ページ５３番についてご説明いたします。農地の所在は、大沢郷宿〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積は〇〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理機構を活用した利用権設定の期間満了による再設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５９歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７３歳です。設定期間は１０年で、賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇円となっております。

申出理由といたしまして、耕作条件があまり良くないことや面積が小さいなどの理由から、前回契約時に引き続き１０アール当たり〇〇〇〇〇円で再設定するものです。

[illegible]

132ページ、72番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、北檜岡〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田1筆、計2筆、合計面積〇〇

参 与

議案書の171ページをご覧ください。大曲地域の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇おじさんから報告がありました。報告書の内容につきましては、172ページから175ページに掲載のとおりとなります。報告書の内容を確認したところ、農地所有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。法人報告については以上になります。

議 長

以上報告といたします。

議 長

本日の日程は全て終了いたしました。その他、事務局から何かございませんか。

事務局

その他

(1) 新春懇談会に出席される方の名札の返却について

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。

無いようですので、以上をもちまして、第20回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦勞様でした。

(午後5時21分 閉会)